

○ 水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（事業の内容等）</p> <p>第3 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる1の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、2の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、3の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とし、次の事業を行うものとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（基金の造成及び管理）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 推進基金及び事業基金の管理等は、以下のとおり行うものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）事業主体は、推進基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。</p> <p>ア 第3の1（第3の1の（1）のウ及び（2）のアの（エ）を除く。）に充てるための資源管理・漁業革新推進勘定</p> <p>イ 第3の1の（1）のウ並びに（2）のアの（エ）及び（2）</p>	<p>（事業の内容等）</p> <p>第3 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる1 <u>（1の（2）のアの（オ）を除く。）</u>の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、<u>1の（2）のアの（オ）及び2</u>の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、3の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とし、次の事業を行うものとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（基金の造成及び管理）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 推進基金及び事業基金の管理等は、以下のとおり行うものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）事業主体は、推進基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。</p> <p>ア 第3の1（第3の1の（1）のウ並びに（2）のアの（エ）<u>及び（オ）</u>を除く。）に充てるための資源管理・漁業革新推進勘定</p> <p>イ 第3の1の（1）のウ及び（2）のアの（エ）に充てる</p>

のイに充てるための競争力強化型勘定

(3) ~ (7) (略)

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第37 (略)

2 事業主体は、前項(2)の承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3・4 (略)

(別記様式第2号)(第7関係)

水産業体質強化総合対策事業実施状況報告書

(略)

記

1, 漁業構造改革総合対策事業

(略)

(資源管理・漁業革新推進基金のうち競争力強化型勘定)

(単位:円)

区分	金額	備考
1. (略)		
2. 支出(a)'+(b)'+(c)'+(d)'		
(1)~(3)(略)		
(4)漁船漁業再生事業(d)'		
事業費支出		
その他支出		
次期繰越金(1-2)		

2 (略)

ための競争力強化型勘定

(3) ~ (7) (略)

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第37 (略)

2 事業主体は、前項(2)の承認をしようとする場合は、あらかじめ水産庁長官の承認を受けなければならない。

3・4 (略)

(別記様式第2号)(第7関係)

水産業体質強化総合対策事業実施状況報告書

(略)

記

1, 漁業構造改革総合対策事業

(略)

(資源管理・漁業革新推進基金のうち競争力強化型勘定)

(単位:円)

区分	金額	備考
1. (略)		
2. 支出(a)'+(b)'+(c)'		
(1)~(3)(略)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
次期繰越金(1-2)		

2 (略)

別記様式第8号（第20関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金
(○○○○○○○○事業) 概算払請求書

(略)

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第20の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注 2）

記

(略)

別記様式第8号（第19第1項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金
(○○○○○○○○事業) 概算払請求書

(略)

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注 2）

記

(略)

附 則（令和8年4月7日付け7水推第1857号）
この要綱は、令和8年4月7日から施行する。